

平成20年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社トリドール
(コード番号 3397 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也
問合せ先 取締役総務部長 小島 義昭
TEL : 078-200-3430

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成20年6月27日開催予定の第18期定時株主総会において計算書類を承認可決いただきますと、会社法第2条第6号イに該当することになり、同法328条第1項の規定により会計監査人の設置会社となりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当会社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 [新 設]	(機 関) 第4条 当会社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u>
[新 設]	<u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任)</u> <u>第35条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u> <u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条 } (} [省 略] 第38条 }</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) <u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>) <u>第38条</u> 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条 } (} [現行どおり] 第42条 }</p>
---	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上